

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和 4 年 1 月 31 日 京都地方法務局嵯峨出張所 登記官 田原達司

記

- 1 手続番号
第 1308－2020－0149 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
京都市右京区京北小塩町東附 40 番